

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和3年4月22日

福島県知事 内堀 雅雄

### 1 工事概要

- (1) 工事名 県営あづま陸上競技場芝生改修工事
- (2) 発注者 福島県
- (3) 工事場所 福島県福島市佐原地内（県営あづま総合運動公園内）
- (4) 整備対象施設 県営あづま陸上競技場の芝生及びその暗渠排水

※ 整備対象施設の詳細は、特記仕様書を参照ください。

#### (5) 対象業務

本工事の対象業務は次のとおりです。

ア 整備対象施設に係る実施設計（地質調査等必要な調査を含む）（以下、「設計業務」という。）

イ 整備対象施設に係る新設工事（以下、「施工業務」という。）

ウ 日本陸上競技連盟1種公認及び世界陸上競技連盟クラス2認証に係る測量業務並びに現地立会に関するもの（以下、「公認業務」という。）

エ その他技術提案に関するもの

#### (6) 履行期限

令和3年7月上旬（予定）から令和4年3月31日まで。

ただし、提案により履行期限を短縮することは差し支えありません。

### 2 公募型プロポーザル方式の内容

技術提案書を特定するための審査基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）による。

### 3 参加資格

#### (1) 参加者の構成等

技術提案書を提出する者（以下、「提出者」という。）は、評価基準日（令和3年5月19日（参加意思表明書の提出期限の日））において、次の各号に掲げる要件を満たしている単独企業、及び2者又は3者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）とします。なお、JVによる参加の場合は、施工業務を行う者を代表者（以下、「JV代表者」という。）とします。

#### (2) 単独企業又はJV構成員に共通する参加要件

提出者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。

イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

#### (3) JVに関する参加要件

提出者がJVの場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていることとします。

ア 結成方法は自主結成であること。

イ JV代表者の出資比率は、構成員中最大であること。（参加意思表明時に代表予定者を示すこと。）

ウ JVの構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しない者であること。

#### (4) 施工業務の参加要件

提出者のうち、施工業務を担当する全ての者が次のア、イを、また、施工業務を担当するいずれかの者は、ウ、エを満たしていることとします。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「土木工事業」の許可を受けている者であること。

イ 福島県令和3・4年度工事等請負有資格業者名簿の発注種別「一般土木工事」

において格付等級「A」に登録されている者であること。

ウ 契約の締結日にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日以降に野外の陸上競技場、サッカー場、野球場等（天然芝の面積 7,000m<sup>2</sup> 以上）における芝生設置工事（発注者は問わない。）を元請けとして施工した実績を有すること。

エ 次に掲げる要件を全て満たす者を主任技術者又は監理技術者として、建設業法第 26 条の規定に基づき配置できる者であること。なお、本件の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で本工事の予定工期と重複する場合は当該者を確認資料に記載することはできません。ただし、重複する期間が、他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は機器等の工場製作のみが行われている期間である場合、もしくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除きます。

(ア) 評価基準日（令和 3 年 5 月 19 日）において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(イ) 他の工事に従事していない者であること。

(ウ) 契約の締結日にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日以降に野外の陸上競技場、サッカー場、野球場等（天然芝の面積 7,000m<sup>2</sup> 以上）における芝生設置工事（発注者は問わない。）の施工経験を有すること。（工事における立場は問わない。）

#### 4 手続等

##### (1) 事務局

福島県企画調整部地域政策課

所 在：〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

電 話：024-521-7119 FAX：024-521-7912

E-mail：tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp

H P：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/

##### (2) 募集要領等の配付期間及び方法

以下の資料を事務局ホームページに掲載する。掲載期間は、令和 3 年 4 月 22 日から令和 3 年 5 月 18 日まで。

ア 県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル方式募集要領

イ 県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル様式

ウ 県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）

特記仕様書

エ 県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表

- (3) 参加表明書、技術提案書等の提出期限並びに提出場所及び方法  
募集要領による。

## 5 その他

### (1) 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 詳細は募集要領による。

(地域政策課)